

「社会人の学び直し」に関する政策の現状と課題

奥村 旅人

1. はじめに

近年、経済的格差の拡大を背景として、経済的困難のために高等教育や中等教育へ進学できず、やむを得ず職業に就く青年¹が増加している²。大学進学率が 50%を超え、また民間の学習機会が充実するなど、人々が生涯にわたって学習する機会が拡充している一方で、学習機会を得たいという希望を経済的要因によって絶たれる青年が、数多く存在しているという現状がある。高等・中等教育への進学を断念した青年は、その多くが周縁的な労働に就き、非正規労働あるいは「名ばかり正社員」などといった形態で働いていることが想定される。このような労働形態のなかでは、企業による教育／学習機会が保障されていないことが多く、また厳しい労働環境のせいで、学習ニーズを持っても学ぶ時間、費用がなく、学習しにくいことが多い³。筆者の関心は、このように学習機会から疎外された青年の学習の「場」の保障をいかに行うべきか、ということにある。また、このような学習機会から疎外される人々が存在することに加えて、情報化や転職率の増加などの社会の変化が起こっている現代的状況のなかで、学齢期を終えた人々が学ぶ「場」の保障が喫緊の課題として認識され始めていると言えるだろう。

そのなかで、2013 年 6 月 14 日に閣議決定された第 2 期教育振興基本計画以降、「社会人の学び直し」が政策課題として設定され、様々な施策が開始されている。当該計画では、「再就職」を目指す人々、「多様なニーズ」を持つ人々、「挫折や困難を抱えた子ども・若者（若年無業者、ひきこもり、高校中退者など）や非正規労働者・早期離職者」らの「社会的・職業的自立」を主な目的として、学齢期を過ぎた成人が学ぶ機会の保障が初めて本格的に政策課題として位置づけられたと言える。「社会人の学び直し」関連施策はその後、2018 年 6 月 15 日に閣議決定された第 3 期教育振興基本計画（以下、「計画」）に引き継がれた。「計画」は、放送大学や教育訓練給付金といった第 2 期の中心的な事業の継続と発展を企図しつつ、その目的としては、「産業界」などと連携し、職業に関連するスキルについて「社会人」が学べる機会を増やすことを意図するようになった。本稿は、先述の問題関心に基づいて、「計画」における「社会人の学び直し」に関連する政策の具体的な対象と目的について考察しようとするものである。

「社会人の学び直し」政策に関する先行研究は、全体として、「学び直し」に関する大学の役割を問おうとするものがほとんどである。それらの研究は、岩崎久美子や塚原修一・濱名篤⁴による研究のように大学側の役割を考察しようとするものと、今津孝次郎らや内山淳子による研究⁵のように、働く人々側のニーズや学習状況を考察しようとするものの二つの潮流に分けられ

る。概して先行研究は、「社会人の学び直し」が推進されるなかで、大学の果たすべき役割を再検討しようとし、またそれにあたって社会人が大学などの高等教育機関に対して持つ学習要求を明らかにしようとしてきた。学齢期を過ぎた人々の学習機会の保障に関する政策の現状を問おうとする本稿の問題意識からすると、これらの先行研究は以下のような課題を残している。

一つは、研究の焦点が高等教育の役割に絞られ、「社会人の学び直し」政策自体の分析はされてこなかったことである。もう一つは、「学び直し」の主体である「社会人」を一括りに扱っており、「社会人」の内実を問う視点がなかったことである。このことで、「学び直し」政策がどのような属性を持つ人々を主な対象としており、それによって誰に学習機会が行き届かないのか、といった論点について検討する視点が抜け落ちてきたと考える。

以上を踏まえて本稿では、「社会人の学び直し」を政策的に位置づけた「計画」の策定過程と、当計画で言及されている「学び直し」のための事業の分析を通して、「社会人の学び直し」関連政策自体が「社会人」として具体的にどのような人々を念頭に置いており、またその「社会人」にいかなる変容をもたらすことを目的としているのかを検討し、その課題と可能性を考察する。

以下、2では「計画」の策定が行われた教育振興基本計画部会の議事録の分析を行い、「計画」が想定する「社会人」の内実と、「計画」が彼らをどう変容させることを目的としているのかを検討する。3では、「計画」のなかで「社会人の学び直し」関連政策として挙げられている主な事業を概観し、それらの対象と目的を検討する。4では、「計画」とそれに基づいて展開される各事業の対象と目的の分析を踏まえて、現在の「社会人の学び直し」関連政策が持つ可能性と課題について、特に、筆者の問題意識である、学習機会から疎外されがちな人々に関して考察する。5では、本稿のまとめと今後の展望を示す。

2. 第3期教育振興基本計画における「社会人の学び直し」

(1) 第3期教育振興基本計画における「社会人」

まず、閣議決定された「計画」における「社会人の学び直し」に関連する箇所について略述しておく。「社会人の学び直し」は、「計画」が掲げた21個の「目標」のうち、「目標(12) 職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進」に位置づけられた。ここでは、「刻々と変化する社会に対応し、職業に関して必要な知識やスキルを身に付けて、「学び」と「労働」の循環につなげることができるよう、社会人が大学等で学べる環境の整備を推進する」ことが目標として掲げられ、具体的に四つの施策が挙げられている。

一つ目は、「教育機関における産業界と連携した実践的な教育カリキュラムの編成・実施」である。「職業実践力育成プログラム」や「職業実践専門課程」(第3章で中心的に扱う事業に下線を付している。以下同様。)などの認定制度の活用を促進し、大学や専門学校において、「社会人のニーズに応える教育プログラム」を開発・実施することが目指されている。二つ目は、「社会人が働きながら学べる学習環境の整備」である。放送大学などの活用によって、「時間的制約の多い社会人」でも学びやすい環境を整備することが目標とされる。三つ目は、「経済的な支援の実施」である。「教育訓練給付」などの利用促進を図るとされる。四つ目は、「労働者の学びに関する企業側の理解促進」である。関係府省が連携し、社会人学生の就職支援の強化、企業や業界における職業能力の評価制度の導入などを通して、「学んだ成果の活用や仕事への

奥村：「社会人の学び直し」に関する政策の現状と課題

接続を推進」するとされる。

具体的な施策は挙げられているが、「社会人」としてどのような人々を想定しているのか、またどのような能力を身に着けさせようとしているのかは、「計画」からは読み取りにくい。

では、「計画」の策定過程においてはどのような人々が対象として想定されていたと言えるのか。中央教育審議会の教育振興基本計画部会が、「計画」について議論した議事録の分析を通して検討していく。当部会は教育振興基本計画の策定を目的とする部会であり、「計画」については、2015年6月から2018年2月までに21回の部会を開催した。なお、当部会のなかで、「学び直し」に関して特に多くの発言をしている委員を表1に挙げている。

表1 教育振興基本計画部会の主な参加者（文部科学省ホームページをもとに筆者作成）

氏名	職業（当時）	備考
委員		
北山禎介	三井住友銀行特別顧問	部会長
無藤隆	白梅学園大学大学院特任教授	
	白梅学園大学子ども学部教授兼子ども学研究科長	
菊川律子	放送大学特任教授、九州電力株式会社社外取締役	
永田恭介	筑波大学長	
宮本みち子	放送大学副学長	
臨時委員		
大橋弘	東京大学大学院経済学研究科教授	
中井敬三	東京都教育委員会教育長	
文部科学省		
内田広之	生涯学習政策局政策課教育改革推進室長	
里見朋香	生涯学習政策局政策課長	

教育振興基本計画部会の議事録からは、「社会人」の類型として、大きく以下の四点が読み取れる。

一つ目は、職業上の能力向上や資格習得によって「キャリアアップ」を目指す正規労働者である。例えば、2016年3月29日の第3回部会で、無藤委員が以下のように発言している。

特にこの社会人のニーズに対応した教育の機会、あるいはキャリアアップやより専門性の高い資格を得ることなど、そのようなことを強調していつてほしいなという気がします。

私は代案がないのですが、学び直しという言葉は分かりやすいと思いますが、学び直しというと、素朴な感覚だと、大学に行けなかった人がもう一度学ぶみたいところが、ややあると思います。今キャリアアップなどで広がっているのは、例えば4年制大学を卒業したけれども更に学んだり、資格を得たりすることなどだと思うのです。

私は、特に幼稚園、保育園の養成に関わっておりますけれども、そこで例えば東京の専門学校などは、専門学校によっては半分ぐらいが社会人なのです。学歴はいろいろですけれども、高い学歴の方は、かなり有名な4年制大学を卒業した方が多いです。

ここでは、「社会人の学び直し」政策が「大学に行けなかった人」のようなノンエリート層ではなく、「4年制大学を卒業した」人々を対象とすべきだということが強調されている。

二つ目は、高齢者である。これは例えば、2016年5月17日に行われた第4回部会における菊川委員の発言に見られる。

高齢者も含めまして成人の能力アップのための成人自身の覚悟と、施策が必要ではなかろうかと思っております。

三つ目は、近年増加傾向にある離職者である。これは、2016年7月25日に行われた第6回部会における無藤委員の発言などに見られる。

人生、労働期間が今や50年になろうとしておりますが、その中で一つの職業、一つの仕事で通す人は少なくなっていくしますので、当然職業再訓練が必要になる。別な言い方をすれば、学び直しの機会を増やしていかなければいけないわけですが […] ⁶

四つ目は、高校や大学の中退者などの、社会の周縁的な位置にいる青年である。このことは、放送大学の現状に触れながら青年の学習ニーズに言及した、2017年8月8日の第15回部会における菊川委員の発言に見られる。

高校を中退して、多少家に引きこもっていた、あるいは大学を中退してしまって、働いているけれども、やはり学位が欲しいという方々がいらっしゃいます。

そして、初めて学ぶことの楽しさに触れられて、中には卒業研究等にチャレンジされる方もいらっしゃいます。そうしますと、初めて大学の先生から教えていただくということで、非常に伸びる方がいらっしゃいます。そのような方は卒業した後、大学院を目指したり、あるいは就職に向けて本気になっていったりといったことがございます。

[...] 高校中退者や、大学中退者といった方々の学び直しのチャンスの最大化のようなものを制度としてお願いできたらと思います。個別の各論に入っているかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

総じて、主に正規労働者を対象としつつ、高齢者や離職者、中退者も視野に入っていることがわかる。では「計画」は、これらの「社会人」をいかに変容させようとしているのだろうか。

(2) 第3期教育振興基本計画における「社会人の学び直し」の目的

「計画」における「社会人の学び直し」の目的を、(1)で述べた、「計画」で想定されている「社会人」の類型に即して整理すれば、以下のようになる。

①正規労働者

正規労働者の「学び直し」の目的に関して、第4回部会で北山部会長は次のように述べる。

奥村：「社会人の学び直し」に関する政策の現状と課題

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化について検討されておりまして、これには社会人の学び直しも含めた学びの複線化という観点が含まれています。また、検定の充実という、一億総活躍に関係するテーマも同時並行的に議論されており […]

また、2017年8月28日の第16回部会では、内田教育改革推進室長が次のように述べている。

学士課程や修士課程を修了した社会人が、自らの能力を更に向上させて博士号を取得するなど、国際的にも競争力がある人材へ向けた学び直しを促進していくことの重要性 […]

これらの発言を踏まえると、「実践的な職業教育」や「検定」の取得などを通して、経済的な競争力を担う人材を育成しようとしていることがわかる。

②高齢者

高齢者に関しては、菊川委員が第4回部会で以下のように発言している。

リタイア後の高齢者の自立促進や能力の維持向上のためにも、それに見合った福祉政策ではない教育政策が考えられて良いのではなかろうかと思っております。

また、里見生涯学習政策局政策課長は2016年10月4日の第8回部会で以下のように述べる。

民間の様々な検定試験の質の保証、あるいは社会的な活用、そしてその学習成果を活用した新たな学習機会や様々な活動を結び付ける […]

高齢者に関しても、「検定試験」などを通して、「自立」すなわちリタイア後にも職業に就き、経済的活動をする能力を身に着けることが期待されている。このことは、上の北山部会長の発言に見られる「一億総活躍」という文言にも示されていると考えられる。

③離職者・中退者

離職者に関しては、無藤委員が第6回部会で次のように述べている。

職業再訓練が必要になる。別な言い方をすれば、学び直しの機会を増やしていかなければいけないわけですが、そういうものについて、学校のスタイルでどこかに呼んで、学部、どの大学院でやるということの限界がありますので、インターネットその他を介したかなり広い形での学習機会と、また民間の学習の場を含めた学習歴によるポイント制みたいなものを考える必要があると思います。

また離職者・中退者に関しては、内田教育改革推進室長が2017年7月24日の第14回部会で、「求職者又は潜在的な求職者の再就職支援につながるよう取り組む」必要を主張している。

離職者・中退者に対しては、職業訓練による就職支援が企図される。またその際には、「学習歴によるポイント制」によって、学習活動を数値化し、企業に示すことが提案されている。

概して「計画」は、それぞれの対象に対して、職業能力すなわち経済的な競争力を身に着けさせることを目指していると言える。そこでは「学びの複線化」が意図されており、正規労働者に対しては「国際的な競争力」を、高齢者や離職者、中退者に対しては、福祉的な支援を受けなくても経済的に自立するための、職業に就くための能力を獲得させようとしている。

3. 「社会人の学び直し」関連事業の対象と目的

ここでは、「計画」のなかで「社会人の学び直し」に関連する施策として位置づけられた主な事業（p.248 の下線部参照）を概観し、その対象と目的を検討する。具体的には、「職業実践力育成プログラム」・「職業実践専門課程」、「放送大学」、「教育訓練給付」を分析対象とする。

（1）職業実践力育成プログラム・職業実践専門課程

職業実践力育成プログラム（以下、BP）は、「大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを『職業実践力育成プログラム』（BP）として文部科学大臣が認定」する制度である⁷。教育再生実行会議の第6次提言『『学び続ける』社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について』が掲げた「大学等における実践的・専門的なプログラムを認定し、奨励する仕組みを構築する」という目的を基に、2015年から実施されている。

当プログラムの目的は、「プログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大」であり、そのために大学などに職業実践的・専門的なプログラムを増加させることを意図している。BPへの認定要件としては、以下のものが挙げられている。

- ・大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の正規課程及び履修証明プログラム。 ・対象とする職業の種類及び修得可能な能力を具体的かつ明確に設定し、公表。 ・対象とする職業に必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得できる教育課程。
- ・総授業時数の一定以上（5割以上を目安）を以下の2つ以上の教育方法による授業で占めている。

①実務家教員や実務家による授業（専攻分野における概ね5年以上の実務経験）、②双方 向若しくは多方向に行われる討論（課題発見・解決型学習、ワークショップ等）、③実地 での体験活動（インターンシップ、留学や現地調査等）、④企業等と連携した授業（企業 等とのフィールドワーク等）

（枠線は引用元に準じている：引用者）

- ・受講者の成績評価を実施。 ・自己点検・評価を実施し、結果を公表（修了者の就職状況や修得した能力等）。 ・教育課程の編成及び自己点検・評価において、組織的に関連分野の企業等の意見を取り入れる仕組みを構築。 ・社会人が受講しやすい工夫の整備（週末・夜間開講、集中開講、IT活用等）。

BPに認定されたプログラムの受講者は基本的に大学が定める学費を負担するが、BPのうち、「専門実践教育訓練」として厚生労働大臣の指定を受けた講座を受講する際には、「訓練費用の

一定割」や「基本手当日額の50%」などの「専門実践教育訓練給付金」が支給される。

職業実践専門課程は、「専門学校のうち、企業等と密接に連携して、最新の実務の知識・技術・技能を身につけられる実践的な職業教育に取り組む学科を文部科学大臣が『職業実践専門課程』として認定」する制度である。認定されている学科の特徴として、①「企業等が参画する『教育課程編成委員会』を設置してカリキュラムを構成している」、②「企業等と連携して、演習・実習等の授業を実施している」、③「企業等と連携して、最新の実習や指導力を習得するための教員研修を実施している」、④「企業等が参画して、学校評価を実施している」、⑤「学校のカリキュラムや教職員などについてHPで情報提供している」ことが挙げられている。

BPと同様に、職業実践的・専門的な内容を提供するプログラムの拡充が目的であると考えられる。上記の「特徴」に見られるように、企業のニーズに応じた教育活動を提供させることが意図されている。

以上を踏まえると、BPと職業実践専門課程は企業で働く人々を主な対象としており、その目的は、企業からのニーズに応じて、職業実践的な能力を向上させることであるとまとめられる。

（２）放送大学

放送大学は、放送大学学園法に基づいて1981年に創立された、文部科学省と総務省所管の通信制大学である。同大学の「ミッション」として、①生涯学習機関として、広く社会人に高等教育の機会を提供すること、②新しい高等教育システムとして、今後の高等学校卒業者に対し、柔軟かつ流動的な大学教育の機会を提供すること、③広く大学関係者の協力を結集する教育機関として既存の大学との連携協力を深め、最新の研究成果と教育技術を活用した新時代の大学教育を行うとともに、他大学との交流を深め単位互換の推進、教員交流の促進、放送教材活用の普及等により、わが国大学教育の改善に資することを挙げている⁸。

提供する教育内容としては、専門科目が大きく「生活と福祉コース」「心理と教育コース」「社会と産業コース」「人間と文化コース」「情報コース」「自然と環境コース」の6つに分かれており（2018年時点）、哲学や歴史、宗教、社会学、教育学など教養や学問に関わる科目や、プログラミングや簿記などの職業実践的な科目など、多様な科目が提供されている。また、特別支援学校教諭免許状や学芸員などの資格を取得することもできる。放送大学での学習の形態は、大学卒業の学位習得を目指す「全科履修生」と、特定の科目のみを履修する「選科履修生」（1年間在学）、「科目履修生」（半年間在学）に分かれる。いずれも入学試験はなく、全科履修生のみ、入学には満18歳以上、高等学校卒業・高等学校卒業程度認定試験合格等の大学入学資格が求められる。

費用は、すべての学習形態で1単位5500円であり、全科履修生が学位を習得するには、706000円を要する（2018年時点）。授業の形態には3つのものがあり、BS放送やケーブルテレビで授業を放送する「放送授業」、インターネット上で授業を視聴する「オンライン授業」、放送大学の学習施設「学習センター」などで、講師から直接授業を受ける「面接授業」である。総じて、教育／学習の方法に関しては、社会人が学ぶための時間上の制約を緩和するための方策がとられている。

以上を踏まえると、放送大学は学費を払えるすべての人々を対象としており、幅広い教育目

的をもち得ると考えられる。「計画」が意図したような職業能力の向上や資格の獲得のほか、教養や科学的知識の涵養、学歴の獲得など、幅広い学習ニーズに対応している。

(3) 教育訓練給付

教育訓練給付制度とは、「働く方の主体的な能力開発の取組み又は中長期的なキャリア形成を支援するため、教育訓練受講に支払った費用の一部を支給するとともに、専門実践教育訓練を受講する45歳未満の離職者の方に対しては、基本手当が支給されない期間について、受講に伴う諸経費の負担についても支援を行うことにより、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度」である⁹。厚生労働省所管の事業であり、一般教育訓練給付金と専門実践教育訓練給付金に大別される。一般教育訓練給付の対象は以下の通りである。

受講開始日現在で雇用保険の支給要件期間¹⁰が3年以上（初めて支給を受けようとする方については、当分の間、1年以上）あること、受講開始日時点で被保険者でない方は、被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内（適用対象期間の延長が行われた場合は最大20年以内）であること、前回の教育訓練給付金受給から今回受講開始日前までに3年以上経過していることなど一定の要件を満たす雇用保険の被保険者（在職者）又は被保険者であった方（離職者）が厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合に支給。

専門実践教育訓練給付金の対象は基本的に一般教育訓練給付と同様であるが、初めて支給を受ける際に求められる支給要件期間が「2年以上」になっている。支給額は以下の通りである。

- 1.教育訓練施設に支払った教育訓練経費の50%に相当する額となります。ただし、その額が1年間で40万円を超える場合の支給額は40万円（訓練期間は最大で3年間となるため、最大で120万円が上限）とし、4千円を超えない場合は支給されません。
- 2.専門実践教育訓練の受講を修了した後、あらかじめ定められた資格等を取得し、受講終了日の翌日から1年以内に被保険者として雇用された方又はすでに雇用されている方に対しては、教育訓練経費の20%に相当する額を追加して支給します。

要するに教育訓練給付制度は、厚生労働大臣の認可を受けた職業訓練を受講した場合にその費用の50%を、「資格」を取得するなど職業能力の向上を示した場合には、70%を補助する制度である。厚生労働大臣の認可を受けた職業訓練とは、主に厚生労働省が管轄する「ハロートレーニング」のことを指していると考えられる。その主な事業は、離職者を対象とした「離職者訓練・求職者支援訓練」と、「中小企業で働く」¹¹人々を対象とした「在職者訓練」である。以上を踏まえると、教育訓練給付制度は、中小企業で働く人々と離職者を対象としていると考えられ、その主な目的は、就職のための職業能力の向上であると言える。

4. 考察

(1) 「社会人の学び直し」関連政策の特質

2で行った議事録の検討からは、「計画」が「社会人」として、主に正社員層を想定しつつ、高齢者や離職者、中退者といった経済的競争力が低いと考えられる人々も念頭に置いていることが明らかになった。「社会人の学び直し」を通して、これらの「社会人」をいかに変容させようとしているのか、という点については、基本的に職業能力、経済的な競争力の向上を意図しているとまとめることができる。具体的には、前者に対しては、「国際的な競争力」を身に付けさせるために大学や大学院において高度な職業能力の開発が目指されており、そのために BP などによって大学に企業のニーズを満たす科目を設置させるとともに、社会人がそこで学ぶことにに対して企業側の理解を促そうとしている。後者に対しては、福祉的な支援に依存せず経済的に自立するために、職業に就くための能力を身に付けさせることが意図されていると言える。そのために、例えば教育訓練給付制度によって、厚生労働省管轄の職業訓練の受講を推進している。このように、いわばエリート層である正社員とその他の対象とでは、想定されている教育目的・内容が異なっており、このことは「学びの複線化」として明確に意図されている。

上に見たような、実際に展開されている「学び直し」関連事業の目的は、概して「計画」が示した同政策の趣旨、すなわち「産業界」と連携しつつ、「社会人」の職業的スキルを向上させるという目的と一致すると言える。議事録に見える「計画」策定過程での委員の発言も、基本的には職業的スキルの涵養という目的を政策の趣旨と同じくしているが、例えば菊川委員の発言（第2章(2)）のように、中退者の学位取得や「学ぶ楽しみ」といった学習ニーズのために、「学び直し」の機会を位置づけようとするものも見られる。しかし実際に展開された事業は、そのほとんどが実践的な職業能力の向上を目指していると言ってよい。学歴取得や「学ぶ楽しみ」を「学び直し」の目的として位置づけるべきという発言は事業に反映されず、現状では「産業界」と連携した職業的な能力の向上に、「学び直し」政策の目的は限定されていると考えられる。

(2) 中退者から見た「社会人の学び直し」

では、上記のような特質をもつ「社会人の学び直し」政策は、「社会人」たちのニーズを満たしているのだろうか。「社会人」の学習ニーズを一括りに考えることはできず、少なくとも上に挙げた4類型については、それぞれが重なりつつも違ったニーズをもっていると考えられるため、各類型についての検討が必要である。特に政策の中心的な対象である正社員については、綿密に検討しなければならないだろう。だが、紙幅等の制約上、ここでは本稿での問題関心に沿って、特に学習から疎外されがちな青年、上の類型でいえば中退者に焦点を当てて考察する。

当政策の主な対象は「正社員」層、特に無藤委員の発言（第2章(1)）からも示唆されるように、いわゆるエリート層の正規労働者であり、そのような人々の職業上の能力向上という学習ニーズを満たすことに関しては、当政策は有効な事業を提供しているように思われる。では、中退者などのノンエリート層の青年に関してはどうだろうか。彼らは単純に学歴や資格の取得機会を逃すのみならず、社会や労働などに関して考え、充実した生涯を展望するための知識や思考枠組みを養う機会から疎外される状況にあると考えられる。成人の生涯学習ニーズの調査¹²

を参照すると、彼らの学習ニーズとして、例えば次のようなものが想定される¹³。特に、資格のうち学歴の取得というニーズは、正社員と比べて強く持たれていると推測される。

- ①知識・教養の獲得。
- ②資格の獲得。
- ③自己や社会を分析する枠組みの獲得¹⁴。
- ④仕事に役立つ知識・技能の獲得。

ここまで検討してきたように、「社会人の学び直し」政策は、主に④の学習ニーズを満たすことを目指していると言ってよい。その他、②のニーズに関しても、厚生労働大臣認定の職業資格であれば、教育訓練給付制度を通してそれらを取得するための支援がなされていると考えられる。では、他のニーズに関してはどうか。

①のニーズに関しては、BP や教育実践専門課程は職業能力の向上を主な目的としており、いわゆる「教養」として想定されている哲学や歴史といった「学問」を中心的に扱うことは少ない。また、そういった「学問」を提供する放送大学の学習費用は教育訓練給付の主な対象とはなっていないなど、政策による支援がなされているとは言えない。このニーズに関しては、「社会人の学び直し」政策ではほとんど支援されていないと言えるだろう。②のニーズに関して、職業資格と並んで獲得が望まれることが多いのは学歴である。「社会人の学び直し」政策に関する事業のなかで、学歴取得のニーズを満たすことができるのは放送大学であるが、その費用は講義1単位につき5500円であり、大学卒業の学歴を取得するためには700000円以上の費用がかかる。非正規労働などの周縁的な労働に就いている場合が多いと考えられる中退者たちにとって、その費用を支払うことは難しいと考えられる。やはり学歴の取得というニーズに対しても、支援はほとんど行われていないと言ってよい。③のニーズに関しては、哲学や歴史学、経済学などの「学問」を学ぶことが具体的なニーズとして挙げられているが、これに関しても、①のニーズと同様の理由で、その学習が支援されているとは言い難い。

「社会人」として想定されている人々のうち、特に中退者の青年に焦点を当てた場合には、上で検討したように、「社会人の学び直し」政策が満たし得る学習ニーズには偏りがあることがわかる。同様に、離職者や高齢者、また正社員の学習ニーズも、当然「④仕事に役立つ知識・技能の獲得」には限られないだろう。2017年5月24日の第12回部会で宮本委員が「技術革新やグローバル化という時代状況の中で、生涯学習保障というものをしっかりとやらない限り、その流れから落ちこぼれていく人々が出てくるので、もっと（「社会人の学び直し」の：引用者）明確な位置付けが必要ではないかということを発言させていただきます」と述べているように、「社会人の学び直し」政策は、学習機会から疎外された人々のセーフティーネットを整備する役割を担い得るものであると考えられる。今後、職業能力や経済的競争力の向上のみに限らず、人々の多様な学習ニーズを汲み取って広く支援方策が整備されることが期待される。

5. おわりに

本稿では、「社会人の学び直し」政策が「社会人」としてどのような人々を対象としており、それぞれの対象に対してどのような能力を身に付けさせようとしているのかを検討してきた。その結果、「社会人」として多様な人々を想定しつつも、「学びの複線化」という方針のもと、

エリート層正社員の経済的競争力の涵養を主な目的としていることが明らかになった。他の経済的競争力の低い「社会人」に対しても「自立」に向けた職業能力を身に着ける支援こそなされているが、学歴の取得や「教養」の獲得などといった学習ニーズに対する学習機会はほとんど保証されていない。このような「学びの複線化」に関しては、北山部会長の発言（第2章（2））に見られるように、例えば全ての人の「活躍」に合わせた学習機会が提供できるといったポジティブな側面だけではなく、経済格差の固定、拡大につながる可能性があることはこれまでも指摘されている¹⁵。宮本委員の発言（第4章（2））からも示唆されるように、「社会人の学び直し」には、経済的に、あるいは学習機会に恵まれない人々に対する「生涯学習保障」の役割が期待される。経済格差が拡大し、学習機会を得ることが難しい人々が存在している状況において、「社会人の学び直し」政策には、経済的・人的資本論的な観点から、エリート層正社員の職業能力を伸長させるための事業を提供することのみならず、社会の周縁的な人々の学習ニーズに光を当て、多様なニーズに対応した成人の学習の「場」を保障することが期待されるだろう。もちろん、職業に就くための能力を獲得することで生涯を充実させることができる青年たちは存在しており、その点では「社会人の学び直し」政策は一定の成果を生む可能性を有している。今後、「社会人」の学習ニーズの綿密な調査と、多様な学習の「場」の保障が行われることを期待したい。

以上、「社会人の学び直し」関連政策の分析を通して、教育事業の提供者側、即ち行政の教育的意図について考察してきた。しかし、その意図や事業が、多様な学習者側すなわち「社会人」たちの学習ニーズを満たすものなのか、という点については十分な考察ができなかった。働く青年の教育／学習の「場」の保障に関して考察するにあたっては、学習者個人の学習ニーズや学習への意味づけについて検討する視点が必要であると考え。今後、「社会人」側の調査を通して、より多面的に、教育／学習の「場」の保障に関する考察を続けていきたい。

註

¹ 本稿において「青年」とは、文部科学省「青少年育成施策大綱」（2003年12月9日 青少年育成推進本部決定）が「おおむね高等学校卒業以後に当たる時期。親の保護から抜け出し、社会の一員として自立した生活を営み、さらに、公共へ参画し、貢献していくことが重要。」と定義していることを念頭に置き、学齢期を終えた、30歳前後までの人々を指している。

² この点については、例えば、神奈川大学「奨学金と給費生制度に関する意識調査 2015」（神奈川大学、2015、https://www.kanagawa-u.ac.jp/att/12901_12563_010.pdf、最終閲覧：2018/10/31）や、（株）ライセンスアカデミー「経済的理由による進学断念に関する調査」（ふじのくに 静岡県公式ホームページ、2010、<https://www.pref.shizuoka.jp/bunka/bk-130/documents/01siryuu-09.pdf>、最終閲覧：2018/10/31）が示している。

³ （株）イノベーション・デザイン&テクノロジーズ『社会人の大学等における学び直しの実態把握に関する調査研究報告書』文部科学省、2016。

- ⁴ 岩崎久美子『『社会人の学び直し』における放送大学の役割』『日本生涯教育学会年報』(38)、2017、pp.3-20。塚原修一・濱名篤「社会人の学び直しからみた大学教育」『日本労働研究雑誌』59(10)、2017、pp.27-36。
- ⁵ 今津孝次郎ほか「大学への社会人入学に関するニーズ」『静岡大学教育実践総合センター紀要』28、2018、pp.220-231。内山淳子「大学における社会人の学び直しの現状と課題」『日本生涯教育学会年報』(38)、2017、pp.21-37。
- ⁶ [...] は「中略」を意味する。以下同様。
- ⁷ 文部科学省『『職業実践力育成プログラム』(BP) 認定制度について(概要)』文部科学省、2015、http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2015/07/31/1360257_3.pdf (最終閲覧: 2018/10/29)。以下、BP に関する引用は本文献を参照している。
- ⁸ 放送大学学園「放送大学改革プラン」2015、p.2。
- ⁹ 厚生労働省職業安定局「ハローワークインターネットサービス」、厚生労働省、https://www.ellowork.go.jp/insurance/insurance_education.html#kyouiku (最終閲覧: 2018/10/29)。
- ¹⁰ 支給要件期間とは、「受講開始日までの間に同一の事業主の適用事業に引き続いて被保険者として雇用された期間」のことを指す。
- ¹¹ 厚生労働省「ハロートレーニング」厚生労働省、https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/hellotraining_top.html (最終閲覧: 2018/10/29)。
- ¹² 例えば、川上洋子「島根大学における公開講座のあり方について」『島根大学生涯学習教育研究センター研究紀要』7、2010、pp.45-59、高松市教育委員会「高松市生涯学習市民意識アンケート調査結果報告書」、もっと高松 高松市公式ホームページ、2016、http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kosodate/shougai_gakushu/enquete.files/27149_L15_houkokusyo.pdf (最終閲覧: 2018/11/09) など。なお、これらの調査において、「仕事に役立てたい」といった学習ニーズは、他のニーズに比べて低い値を示している。
- ¹³ シリル・フルは、成人学習者の「タイプ」を、①目標達成の手段として学習を位置づける「目標志向」、②学習活動から何かを得ようとする「活動志向」、③知識の獲得自体に意味を見出す「学習志向」に分けている。上記のような調査で浮かび上がる学習ニーズには、例えば②に分類される「同好の人と交流したい」や、③に含まれる「生きがい、楽しみを得たい」などがみられる。本稿では、行政が支援している学習内容の分析に重点を置いているため、①の「目標志向」に含まれる学習ニーズを主に扱っている。
- ¹⁴ この学習ニーズに関してクラントンは、学習者の関心のあり方を分類するなかで、「自分の存在を形づくっているこれまでの社会や社会構造に関心をもち、社会構造のゆがみからの解放をめざそうとする」(堀薫夫・三輪建二編著『生涯学習と自己実現』放送大学教育振興会、2006、p.136) 関心の存在を指摘している。
- ¹⁵ 例えば、丹藤博文「読むという変形」(『日本文学』47(3)、1998、pp.10-22) など。

(比較教育政策学講座 博士後期課程2回生)

(受稿 2018 年 8 月 31 日、改稿 2018 年 11 月 21 日、受理 2018 年 12 月 21 日)

「社会人の学び直し」に関する政策の現状と課題

奥村 旅人

本稿は、「社会人の学び直し」に関連する政策の対象と目的について考察しようとするものである。「社会人の学び直し」を政策的に位置づけた第3期教育振興基本計画の策定過程と、当計画で言及されている具体的な事業を分析した結果、当計画においては、「社会人」として正社員、高齢者、離職者、中退者が想定されていること、それぞれに対して、職業能力すなわち経済的競争力を身に付けさせようとしていることが明らかになった。また、そこでは「学びの複線化」が意図されており、正社員に対しては大学や大学院での専門的教育を通して「国際的な競争力」を身に付けた人材になることを、その他の対象に対しては、職業に就くことで経済的に自立できるようにすることを期待していると言える。今後、職業能力の涵養を重視するのみならず、社会の周縁的な人々の学習ニーズに光を当て、多様なニーズに対応した成人の学習の「場」を保障することが期待される。

Current Status and Problems of Policy Regarding “Working People's Re-learning”

OKUMURA Takahito

This study was performed to consider the subject and purpose of policy regarding “working people’s relearning.” The results of analysis of formulation process of the third period Basic Plan for Promoting Education that placed “working people’s re-learning” in policy and projects referred to in the plan were as follows. In the Plan, full-time workers, the elderly, retired employees, high school or university dropouts are classified as “working people.” The Plan expects that “working people” acquire vocational abilities, i.e., economic competitiveness. In the Plan, “the double lines of learning” is aimed, so the Plan intends that full-time workers will acquire “international competitiveness” through specialized education in university or graduate school, and others will find jobs to be independent financially. It is expected that the policy regarding “working people’s re-learning” will not only make much account of elevation of vocational abilities, but also light on learning needs of peripheral people and guarantee the learning opportunities that take care of various needs.

キーワード： 学び直し、教育行政、教育振興基本計画

Keywords: Re-learning, Educational administration, Basic Plan for Promoting Education